


県政調査計画書

平成30年10月11日

県議会議長 桐生 秀昭 殿

会派名 横浜緑の会

団長名 古賀 照基 

(署名又は記名押印)

県政調査を次のとおり計画しましたので、よろしくお取り計らいください。

1 調査議員	古賀 照基
2 調査目的	<p>福島市は、経済産業省資源エネルギー庁から次世代エネルギーパーク計画の認定を受け、再生可能エネルギーをはじめとする次世代エネルギーについて、実際に住民が見て触れる機会を増やすことを通じ、地球環境と調和した将来のエネルギーの在り方に関する理解の増進を図る取組を推進している。</p> <p>本県は、「神奈川県再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」に基づいた計画として、「かながわスマートエネルギー計画」を策定し、再生可能エネルギーの導入加速化に取り組んでおり、福島市の次世代エネルギーパーク計画の関連施設を調査することにより、本県における今後の施策展開の参考とする。</p>
3 調査期間	平成30年11月12日～平成30年11月14日
4 調査地	福島県
5 調査項目	<p>(1) J R 福島駅</p> <p>J R 福島駅は、J R 東日本による省エネルギー・再生可能エネルギーなど様々な環境保全技術を駅に導入する「エコステ」のモデル駅であり、太陽光発電設備や地中熱ヒートポンプ、LED照明等の再エネ・省エネ設備が導入されている。</p> <p>この取組を調査することにより、本県におけるエネルギー政策の参考とする。</p>



(2) 産業交流プラザ

産業交流プラザでは、太陽光や水力、風力など様々な種類の再生可能エネルギーについての原理模型を展示するとともに、その仕組みを解説しており、来場者は再生可能エネルギーについて分かり易く学習することができる。

この取組を調査することにより、本県における再生可能エネルギーの普及拡大に係る政策の参考とする。

(3) ふくしま北部配水池発電所

ふくしま北部配水池発電所は、すりかみ浄水場から北部配水池まで送水されてくる水の流量と圧力のエネルギーを利用した小水力発電所であり、福島県内では初の水道供給施設を利活用した小水力発電事業を行っている。

この取組を調査することにより、本県における小水力発電及び再生可能エネルギーの普及拡大に係る政策の参考とする。

(4) ふくしまさいえねパーク

ふくしまさいえねパークには、メガソーラー発電所と併せて、太陽光や風力、水力など再生可能エネルギーの仕組みを学ぶことができる学習施設が併設されており、また、再生可能エネルギーを利用した水素を供給する移動式商用水素ステーションが設置されている。

この取組を調査することにより、本県における再生可能エネルギーの普及拡大に係る政策の参考とする。

(5) 土湯温泉東鴉川水力発電所

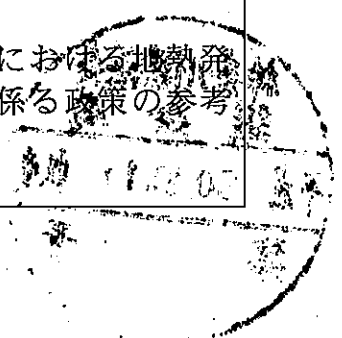
東鴉川水力発電所は、堤高15メートルと荒川流域で2番目の高さを誇る東鴉川第3砂防堰堤の落差を活かした小水力発電所であり、発電した電気は、再生可能エネルギー固定価格買取制度を利用して売電を行っている。

この取組を調査することにより、本県における小水力発電及び再生可能エネルギーの普及拡大に係る政策の参考とする。

(6) 土湯温泉16号源泉バイナリー発電所

土湯温泉のバイナリー発電所は、発電用に温泉井を採掘せず、既存温泉を利用した温泉熱によるバイナリー発電装置を設置し、発電事業を行っている。発電後の温泉は各旅館へ供給し、発電後の熱水を利用してエビの養殖も行っている。

この取組を調査することにより、本県における地熱発電及び再生可能エネルギーの普及拡大に係る政策の参考とする。



	<p>(7) 四季の里小水力発電設備 四季の里小水力発電設備では、地元企業の技術と地域資源を活用した小水力発電設備を設置するとともに、展示コーナーを開設し、小水力発電の仕組みや利点、小水力発電ができる場所や水車の種類等について、パネル展示等で解説している。 この取組を調査することにより、本県における小水力発電及び再生可能エネルギーの普及拡大に係る政策の参考とする。</p> <p>(8) あらかわクリーンセンター あらかわクリーンセンターでは、ごみ焼却に伴い発生する余熱により発電した電力を、焼却工場及び資源化工場で利用するとともに、余剰電力を市立小・中学校等に供給することにより、再生可能エネルギーの地産地消を推進している。 この取組を調査することにより、本県における再生可能エネルギーの普及拡大に係る政策の参考とする。</p>																		
<p>6 経費の概算額</p>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; text-align: right;">一人当たりの議員経費</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">.....</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">76,810円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">内訳</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;"> 交通費</td> <td style="text-align: right;">27,450円</td> <td style="text-align: right;">27,450円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;"> 宿泊費</td> <td style="text-align: right;">33,000円</td> <td style="text-align: right;">33,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;"> 視察研修費</td> <td style="text-align: right;">16,000円</td> <td style="text-align: right;">16,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;"> 日当</td> <td style="text-align: right;">360円</td> <td style="text-align: right;">360円</td> </tr> </table>	一人当たりの議員経費	76,810円	内訳			交通費	27,450円	27,450円	宿泊費	33,000円	33,000円	視察研修費	16,000円	16,000円	日当	360円	360円
一人当たりの議員経費	76,810円																	
内訳																			
交通費	27,450円	27,450円																	
宿泊費	33,000円	33,000円																	
視察研修費	16,000円	16,000円																	
日当	360円	360円																	

* 日程表を添付する。

県政調査日程表

日	月日(曜)	調査地	現地時間	交通機関	調査箇所及び調査内容
1	11/12 (月)	福島県	午前 午後	新幹線 公共交通機関等	<p>移動(東京駅～福島駅)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●視察1「JR福島駅」 ・JR福島駅における「エコステ」の取組について ●視察2「産業交流プラザ」 ・展示による再生可能エネルギーについての情報発信について ●視察3「ふくしま北部配水池発電所」 ・水道供給施設を利活用した小水力発電について <p style="text-align: right;"><福島市内泊></p>
2	11/13 (火)	福島県 福島県	午前 午後	公共交通機関等 公共交通機関等	<ul style="list-style-type: none"> ●視察4「ふくしまさいえねパーク」 ・学習施設を併設したメガソーラー事業等について ●視察5「土湯温泉東鴉川水力発電所」 ・砂防堰堤の落差を利用した小水力発電について ●視察6「土湯温泉16号源泉バイナリー発電所」 ・温泉熱を利用したバイナリー発電について <p style="text-align: right;"><福島市内泊></p>
3	11/14 (水)	福島県	午前 午後	公共交通機関等	<ul style="list-style-type: none"> ●視察7「四季の里小水力発電設備」 ・地元企業の技術と地域資源を活用した小水力発電設備について ●視察8「あらかわクリーンセンター」 ・ごみ焼却に伴い発生する余熱により発電した電力の地産地消事業について <p>移動(福島駅～東京駅)</p>

県政調査計画審査結果

県政調査計画について審査したところ、結果は次のとおりでした。

調査実施議員名	古賀 照基
---------	-------

1 要領2(1)の基準への適否

区 分	調査の基準	計画の内容	適否
① 調査経費	議員1人当たり100万円以内	議員1人当たりの経費は76,810円であり、基準を満たしている。	適
② 調査箇所	1日につき午前及び午後それぞれ1箇所以上調査実施 移動日は1箇所以上調査実施	移動日については、1箇所以上、それ以外の日については午前及び午後それぞれ1箇所以上調査を実施する行程となっている。	適

2 調査計画に対する審査所見

区 分	所 見
① 調査の実施が県政課題解決の一助となるか。	本県は、「かながわスマートエネルギー計画」を策定し、再生可能エネルギーの導入促進や、安定した分散型エネルギー源の導入拡大等を推進しており、先進的な再生可能エネルギーの導入事例及び、情報発信や学習機会の提供手法を調査することは、県政課題解決の一助となる。
② 調査の実施時期が時宜を得たものか。	地球温暖化問題への対応、エネルギーの安定的な供給体制の確立等の観点から、再生可能エネルギーの普及拡大は喫緊の課題であり、先進的な再生可能エネルギーの導入事例及び、情報発信や学習機会の提供手法を調査することは、今後本県の取組を加速させていく上で、時宜を得たものである。
③ 現地に赴かなければ調査目的が達成できないものか。	各調査項目について、本県における今後の施策の取組に活かしていくためには、現地に赴き、現場職員から取組内容やその成果について、具体的かつ詳細に調査及び聴取しなければ、調査目的が達成できないものである。
④ 調査箇所、行程、経費等は妥当なものか。	調査箇所、行程、経費等は、県政調査実施要領の基準を満たし、妥当なものである。